

SCネットワークあいち用具レンタル事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項はSCネットワークあいち加盟クラブで所有しているスポーツ用具を他クラブへレンタルすることについて必要な事項を定めるものとする。

(登録方法)

第2条 レンタル用スポーツ道具を登録するクラブは、貸出可能用具確認書(様式1)に必要な事項を記入し、SCネットワークあいち事務局に提出する。

(登録期間)

第3条 登録有効期間は1年間とする。ただし、年度ごとの更新は可能とする。

(登録用具情報)

第4条 登録用具リストについては、SCネットワークあいち事務局で管理する。

2 登録用具に関するデータのうち、SCネットワークあいちホームページ上に、種目、在庫数、エリア(貸出可能地域)、を掲載する。

(派遣先)

第5条 本事業におけるレンタル先は、愛知県内の総合型地域スポーツクラブとする。

(派遣手順)

第6条 用具レンタルについては以下の手順で行うこととする。

- (1) 用具レンタルを依頼する総合型クラブはSCネットワークあいち事務局に用具レンタル申請書(様式2)を提出する。
- (2) SCネットワークあいち事務局は、貸出元クラブの連絡先を申請クラブに提供する。
- (3) 紹介を受けた申請クラブは貸出し元クラブと直接連絡を取り、用具レンタル条件(期間、受け渡し方法等)について交渉し、合意した場合、契約書を締結する。
- (4) 申請クラブは契約成立後、速やかにSCネットワークあいち事務局に報告する。

(責任の所在)

第7条 本事業において派遣先で起こった事故、紛争については、SCネットワークあいちは一切関与しないものとし、当事者間で解決を図ることとする。

附則

この要領は平成28年4月1日から施行する。

この要領は平成29年4月1日から施行する。